

1/14 金

内心の自由を脅かす

共謀罪

論説

2017・1・14

話し合つただけで罪に問われるー。それが共謀罪の本質だ。準備行為を取り締まりが過ぎるテロ等組織犯罪準備罪の法案が通常国会に提出される予定だ。内心の自由を脅かさないか心配になる。

「行為を取り締まるのではなく、思想を取り締まるのではな」。戦前の帝国議会である議員が治安維持法についていきなり廃止をしたことがある。明治時代に刑法ができたときから、行為を取り締まるのが原則で、例外的に共謀や教唆、未遂なども取り締まる」といができた。

治安維持法はこの原則と例外を逆転させて、むりばら思想を取り締まつた。共謀罪も原則と例外の逆転の点では似ている。

犯罪の準備段階で取り締まる罪は実に六百七十六にもものまる。詐欺や窃盗でも対象になぬ。道交法違反なども含まれる。では、それらの犯罪の「準備」とは具体的にどういった危なのだろうか。六百七十六の罪でその定義をまるは、ほんとうに困難であろう。

むしろ、共謀罪を使って、捜査機関が無謀な捜査をし始めたのではないか。そもそも共謀罪は国際的なマフィアの人身売買や麻薬犯罪、マネーロンダリング（資金洗浄）などをターゲットに国連が採択した。

それら重大犯罪には既に日本の法律でも対処することができる。政府は新設を求めるが、わい國内法は整っているのだ。田井連によれば、国連はいたこぞれのをチエックする」とはないとこう。つまり共謀罪を新設しないとも条約締結は可能なのだ。

政府はむじか(10)年の東京五輪を念頭にテロ対策強化の看板を掲げてくる。だが、この論法もおかしい。例えばテロリストが爆弾を用いる場合は、「企んだ段階で処罰」である爆発物使用共謀罪が既に存在する。テロは重大犯罪なので、法整備も整つているわけだ。政府は「テロ」と名前を付ければ、理解が得やすく、安易に考えてくるのではなかろうか。合意ところ、「心中」を処罰する共謀罪の本質は極めて危険だ。六四以上もの犯罪の「準備」といふ疑念をかけるだけで、捜査機関は動きだせる。「テロはテロ」と発言した大物議員がいたが、その発想ならば、容疑をかけられ、反政府活動や反原発活動のメンバーのバンコムなどを押収するなどもありえよう。

共謀罪は人権侵害や市民監視を強めるし、思想を圧迫しかねない性質を秘めているのだ。